

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について

1 趣旨

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製品の再資源化の努力義務が市町村に課されたことに伴い、本市では、令和6年4月からプラスチック製品の分別収集を開始することとし、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画【改訂版】（令和3年4月策定）」の追補を行おうとするものです。

2 追補内容

令和6年4月から「プラスチック製品」の分別収集を開始するため、現計画の「会津若松市一般廃棄物処理基本計画【改訂版】（令和3年4月策定）」に次の項目を追加補正します。

- ① ごみ減量化施策と重点施策の資源化品目の追加に、「プラスチック製品」を加える
- ② 分別収集区分の表に、「プラスチック製品」を加える
- ③ 家庭系ごみの収集形態等の表に「プラスチック製品」を加える

※ 追補案及び具体的な計画への追補のイメージについては【資料1-2】(P2~P4)及び【資料1-3】(P5~P8)のとおりとなります。

3 パブリック・コメント結果

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について広く市民の意見を募集するため、パブリック・コメントを令和5年9月26日（火）から10月25日（水）までの1か月間実施しました。1名の方から1件の意見をいただきました。

意見の要旨及び市の考え方については【資料1-4】(P9)のとおりです。

4 今後の予定

年月日	時刻	内容
R5. 11. 7(火)	14:00~16:00	第2回廃棄物処理運営審議会（諮問）
14(火)	13:15~13:45	答申
16(木)		一般廃棄物処理基本計画追補の策定（市長決裁）
12. 1(金)		市政だより12月号記事掲載「プラ製品回収がはじまります」
R6. 3. 1(金)		市政だより3月号と同時に全戸配布 ・ごみ情報紙「へらすべえ（3月号）」記事掲載 ・令和6年度ごみの分け方・出し方／ごみカレンダー
4. 1(月)		市政だより4月号と同時に全戸配布 ・チラシ「プラ製品回収がはじまります」



一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)
【追補】 (案)

令和5年 月
会津若松市

令和6年4月から「プラスチック製品」の分別収集を開始するため、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）【改訂版】に次の事項を追加補正する。

- 1 計画の基本的事項 追加補足なし
- 2 市勢の概況 追加補足なし
- 3 ごみ処理の実態 追加補足なし
- 4 前期計画の評価と課題 追加補足なし
- 5 計画の基本方針と目標 追加補足なし

6 ごみ減量化施策

(1) 市民が取り組むこと

② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

【重点施策1-①】資源化品目の追加、生活系ごみに次の事項を追加する。

★プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を開始します。

7 後期計画の目標達成のための重点事項

(3) 重点施策

【重点施策1】資源化品目の追加、①生活系ごみに次の事項を追加する。

●プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を始めます。

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

①家庭系ごみの本文及び表を次のとおり改める。

家庭系のごみの分別収集は、現行の収集体制を当面維持します。新たな分類として古布類、プラスチック製品を追加します。

◆表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類（大）	分別種類（中）	分別種類（小）	収集区分	
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日	
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日	
		④アルミ缶	指定日	
		⑤無色びん	指定日	
		⑥茶色びん	指定日	
	④びん類	⑦その他びん	指定日	
		⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
			⑨プラスチック製容器包装	指定日
			⑩プラスチック製品	指定日
	⑥古紙類	⑪新聞紙	指定日	
		⑫紙パック	指定日	
⑬ダンボール		指定日		
⑭雑がみ（雑誌、包装紙、チラシ等）		指定日		
⑦古布類	⑮古着	随時		
	⑧粗大ごみ	⑩粗大ごみ	指定日	

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

①収集形態等の本文及び表を次のとおり改める。

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。新規分別となる古布類は、当面拠点回収とし収集量に応じてステーション方式への移行を検討します。

また、新規分別となるプラスチック製品は、ステーション方式による収集とし、回数については、全地区毎週1回とします。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類(大)	分別種類(中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区) 毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月3・5週	市	
	⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	⑤イ、プラスチック製 容器包装	ステーション方式	(全地区) 毎週1回	市	新規追加
	⑤ウ、プラスチック製品				
	⑥古紙類	ステーション方式	(旧市) 毎週1回 (旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月1・3・5週	市	
⑦古布類	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時	市	新規追加	
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	(全地区) 毎週1回	市	

※地区名について

旧市：合併前の旧会津若松市

旧北会津：合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東：合併前の旧河東町

9 計画の進行管理

追加補足なし



(既存計画への追加補正のイメージ ①)

② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ 「雑がみ」の分別徹底

お菓子の箱やティッシュの箱、封筒、メモ用紙といった「雑がみ」の分別を徹底し「燃やせるごみ」の減量化に取り組みます。

★ 一時多量ごみのリサイクルの促進

大掃除や引越し等、ごみがたくさん出る際には、衣類や雑誌等、リサイクルできる資源物の分別に取り組みます。

★ 市民団体・事業者・市のリサイクルの取り組みへの参加・協力

町内会の集団回収や市内で開催されるリサイクルにつながるイベントや事業に積極的に参加・協力します。

【重点施策 1 - ①】 資源化品目の追加

生活系ごみ

★ 古布類の追加

家庭から燃やせるごみとして排出される「古布類」を資源化品目に指定し、分別収集を開始します。

★ プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を開始します。

【重点施策 2 - ②】 市民・行政との連携、協働の取組の推進

★ 雑がみなど資源物の分別徹底

燃やせるごみには多くの資源物が混入していることから、雑がみ回収袋を配布するなど市民が分別しやすい環境を整備するとともに、プラスチック製容器包装や生ごみなどの分別・減量を促します。

③ 相互理解の推進

★ 環境・ごみ問題に関する情報の積極的な取得

インターネットや書籍、市が発信する情報等を通じて、環境・ごみ問題への関心を深めます。

★ 市民団体・事業者・市の環境イベントへの参加・協力

環境イベントに積極的に参加・協力し、環境・ごみ問題の解決につながる取り組みを支援します。

★ まちの美化活動への参加・協力

ポイ捨てや犬ふんの放置をしないよう心がけると共に、市や地区の一斉清掃活動への参加、日頃の家まわりの清掃等、環境美化の活動に取り組みます。

【重点施策 2 - ①】 市民・行政との連携、協働の取組の推進

★ ごみ減量等推進員の創設

町内会でごみの分別・減量化に取り組む核となるごみ減量等推進員制度を創設し、市民との協働の取組を推進します。

(3) 重点施策

目標年度（令和7年度）におけるごみ減量の重点目標を達成するため、後期（令和3年度～令和7年度）は重点的に以下の施策に取り組みます。

〈再掲〉

【重点施策1】資源化品目の追加

① 生活系ごみ

●古布類の追加

家庭から排出される古布類は、燃やせるごみとしていましたが、資源化品目に指定し、分別収集を始めます。

② 事業系ごみ

●シュレッター古紙の追加

事業所から排出されるシュレッター古紙を資源化品目に指定し、事業者にフックアップを促します。

●プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を始めます。

【重点施策2】市民・行政との連携、協働の取組の推進

① ごみ減量等推進員の創設

町内会でごみの分別・減量化に取り組む核となるごみ減量等推進員制度を創設し、市民との協働の取組を推進します。

② 雑がみなど資源物の分別徹底

燃やせるごみには多くの資源物が混入していることから、雑がみ回収袋を配布するなど市民が分別しやすい環境を整備するとともに、プラスチック製容器包装や生ごみなどの分別・減量を促します。

【重点施策3】ごみの見える化の推進

① 情報紙の発行

ごみに関する情報を見える化し、市民にごみの現状を広く周知します。

【重点施策4】事業系ごみの減量・資源化の啓発

① 事業系ごみの適正排出

事業者への「拡大生産責任」の働きかけによる自主回収を促すほか「排出者責任」により適切な排出を求め、加えて古紙や食品残さなど資源物として認識してもらい減量化の取り組みを促します。

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

① 家庭系ごみ

家庭系のごみの分別収集は、現行の収集体制を当面維持します。新たな分類として古布類を追加します。

◆ 表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類(大)	分別種類(中)	分別種類(小)	収集区分
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日
		④アルミ缶	指定日
	④びん類	⑤無色びん	指定日
		⑥茶色びん	指定日
		⑦その他びん	指定日
	⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
		⑨プラスチック製容器包装	指定日
⑥古紙類	⑩新聞紙	指定日	
	⑪紙パック	指定日	
	⑫ダンボール	指定日	
	⑬雑がみ(雑誌、包装紙、チラシ等)	指定日	
	⑭古布類	⑭古着	随時
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑮粗大ごみ	指定日

家庭系のごみの分別収集は、現行の収集体制を当面維持します。新たな分類として古布類、プラスチック製品を追加します。

◆表8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類(大)	分別種類(中)	分別種類(小)	収集区分
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日
		④アルミ缶	指定日
	④びん類	⑤無色びん	指定日
		⑥茶色びん	指定日
		⑦その他びん	指定日
	⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
		⑨プラスチック製容器包装	指定日
⑥古紙類	⑩新聞紙	指定日	
	⑪紙パック	指定日	
	⑫ダンボール	指定日	
	⑬雑がみ(雑誌、包装紙、チラシ等)	指定日	
	⑭古布類	⑮古着	随時
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑯粗大ごみ	指定日

(既存計画への追加補正のイメージ ④)

④ 適正処理困難物等に関すること

ベッドやソファのスプリング、漬物石、コンクリートブロック、外壁材等は一般廃棄物処理施設では処理できない廃棄物（適正処理困難物）です。

近年、小売事業者の流通や販売方式の流動化、家庭で使用される製品の多様化により、適正処理困難物の性質・種類も多様化してきています。市では、拡大生産者責任に基づき、販売事業者や製造事業者へ処理・リサイクルルートの確立を求めると共に、近隣の廃棄物処理事業者と連携し、安全・適切に処理できる体制を構築していきます。

⑤ 在宅医療廃棄物に関すること

医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針等、在宅医療廃棄物のうち、鋭利なものについては、事故や感染症拡大の予防のため、直接医療機関に持ち込むこととします。

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 収集形態等

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。新規分別となる古布類は、当面拠点回収とし収集量に応

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。新規分別となる古布類は、当面拠点回収とし収集量に応じてステーション方式への移行を検討します。

また、新規分別となるプラスチック製品は、ステーション方式による収集とし、回数については、全地区毎週1回とします。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類 (大)	分別種類 (中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区) 毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月3・5週	市	
	⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	⑤イ、プラスチック製 容器包装	ステーション方式	(全地区) 毎週1回	市	
	⑤カ、プラスチック製品				
3 資源ごみ	⑥古紙類	ステーション方式	(旧市) 毎週1回 (旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月1・3・5週	市	
	⑦古布類	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時	市	新規追加
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	(全地区) 毎週1回	市	

※地区名について

旧市：合併前の旧会津若松市

旧北会津：合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東：合併前の旧河東町

一般廃棄物処理基本計画【追補】（案）に係る パブリックコメント結果

- 1 意見募集期間
令和5年9月26日(火) ～ 令和5年10月25日(水)
- 2 周知方法
市政だより、市のホームページによる広報
市政情報コーナー、各支所、市民センター、生涯学習総合センターでの閲覧
- 3 意見提出者数及び提出方法
1名（廃棄物対策課あて郵送による）
- 4 意見件数
1件
- 5 意見の要旨及び市の考え方

NO.	項目	意見の要旨	市の考え方
1	プラスチックについて	プラスチックに関しては表示はしてあるが、企業によっては、まだ表示がわかりづらい物がある。売るだけ売って後は、勝手にでは迷惑だ。企業への行政指導もっとあって良いと思う。	<p>事業者に対して、プラスチック製容器包装については「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、識別マークの表示などが義務付けられています。</p> <p>また、プラスチック製品については「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック製品使用の合理化（スプーン等の有償提供）や自主回収と再資源化などが義務付けられています。</p> <p>さらに、事業者が法令を守らない場合には、国による「指導・助言」「命令」「罰則」等が規定されています。</p> <p>市としては、事業者に対しても、法令に基づく適切な指導監督が行われており、今後、事業者による自主回収と再資源化などの取組が、拡大していくものと考えております。</p>

プラスチック製品の分別収集の概要について

(1) 開始時期

令和6年4月1日から

(2) 対象品目

- ・製品の全部又は大部分がプラスチック製、かつ、整備組合の既存施設で処理可能であるもの。
(具体的には下記24品目)

対象品目					
1	浮き輪・浮き袋	9	荷造りひも	17	ビニールふろしき
2	クリアファイル	10	ネット袋	18	ビニールホース
3	ジョイントマット	11	バススリッパ	19	PPバンド
4	湿布等のフィルム	12	発砲スチロール	20	フォーク
5	ストロー	13	バラン(弁当仕切)	21	風呂マット
6	スプーン	14	ビーチマット	22	ポリ手袋
7	台所、お風呂用スポンジ	15	ビニールシート	23	ラップ
8	テーブルクロス	16	ビニール袋	24	ロープ

※一辺の長さが50cm以下であること(50cmを超えるものは切断が必要)

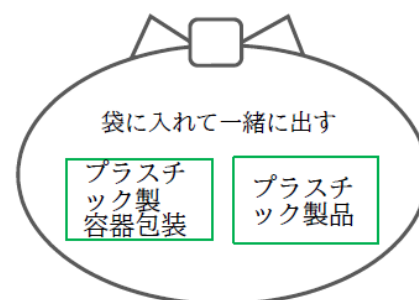
※食品残渣や土砂などが付着していないこと

(3) 分別の名称

(未定) ※「プラスチック製容器包装等」や「プラスチック製容器包装・プラスチック製品」などを候補として検討中

(4) 排出方法

現在の「プラスチック製容器包装」と一緒に対象の「プラスチック製品」をまとめ排出します。



(5) 収集日

現在のプラスチック製容器包装の日(週1回)

(6) 周知方法

- ・市政だより(12月号記事掲載)
- ・ごみ情報紙「へらすべえ」(3月号記事掲載)
- ・令和6年度ごみの分け方・出し方/ごみカレンダー(市政だより3月号と同時に全戸配布)
- ・市民周知チラシ「プラ製品回収がはじまります」(市政だより4月号と同時に全戸配布)
- ・市ホームページ